

平成29年第12回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成29年12月26日(火) 午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(19名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
9番	緑川喜文	委員	10番	齋藤茂	委員
11番	星保雄	委員	12番	和田一男	委員
13番	塩田一也	委員	14番	矢吹幸彦	委員
15番	大戸文治	委員	16番	本宮勝正	委員
17番	矢野正則	委員	18番	北野唯道	委員
19番	砂塚功	委員			

欠席農業委員(なし)

出席農地利用最適化推進委員(17名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
樋口幹夫	委員	邊見芳正	委員
篠宮四郎	委員	齋藤一廣	委員
小泉光敏	委員	深谷昭	委員
矢内照美	委員	鈴木茂次	委員
橋本賢一	委員	深谷宏光	委員
高久亨	委員	秋元幸一	委員
山内喜一	委員	飛知和金一	委員
富永進	委員		

欠席農地利用最適化推進委員(2名)

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	近藤 恭	次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	高橋 早苗		
表郷分室長	穂積 明	大信分室長	長谷川 章
東分室長	鈴木 穰		

◎開 会

事務局長 皆様、こんにちは。どうもお疲れさまでございます。年末のお忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻より少し前ですが、欠席報告をいただいている委員さん以外の皆様おそろいですので、定足数に達しておりますので、ただいまより平成29年第12回白河市農業委員会総会を開催させていただきます。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が8件、第4条関係が1件、第5条関係が4件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が28件、合わせて41件をご審議いただきます。よろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、まず初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 改めまして、こんにちは。

今、局長からもありましたが、師走に入りまして大変お忙しい中、大半の委員さんにご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

先月の29日の総会の次の日、全国会長大会、それから県選出の衆参両議員に要請大会ということで、そっちのほうは参議院会館で会場をとっていただいて、11月の14日に、皆様、県下農業委員大会でご決議をいただいたことを初め、いろいろ話す機会ある地元の代議士さんにおのおの各会長から要望等を出してお願いをしてみました。不透明な部分、多々あるんですけども、新しい制度等、皆様もご利用できるような体制に持って行ってほしいなど、自分だけでなく集落の人たちにその辺をご指導願えればなというふうにも考えております。本日、総会終了しました後、研修会を、短い時間ですけれども、これから何回か研修会を実施していきたいと考えております。

大変お忙しい中をお集まりいただきました。ただいまより平成29年第12回白河市農業委員会総会を開会したいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、16番、本宮勝正委員、2番、高橋義勝委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。
鈴木信秋委員、円谷隆男委員の2名であります。

◎議案第1号

会 長 続きまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成29年12月26日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、3ページをごらんください。農地法第3条についてご説明申し上げます。

【その1からその8】

以上、その1からその8までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当の邊見です。

今回の申請について、去る12月16日、譲受人、譲渡人で立ち会っていただきました。高橋委員さんとともに現地確認と申請内容について聞き取り調査をいたしました。それで、相違

ないことを確認いたしました。周辺農地に特に問題はないと思います。皆様のご審議のほど
よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る12月17日、滝田委員さんと譲渡人、譲受人と4名で現地調査を
行いました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺
農地への影響については特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇担当の深谷昭です。

去る17日午前10時より、有賀委員さんと、譲渡人は譲受人に一任するというので、3人
で現地3カ所を見て回りました。耕作に関しては何ら問題ないと思われます。皆様方のご審
議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4を審議します。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古関地区担当の深谷です。

今回の申請につきましては、去る12月20日、鈴木滋夫委員さんと3カ所の現地調査を行
いました。譲渡人は高齢であるために代理人、譲受人と現地を確認したところ、申請内容につ
いて問題ないことを確認いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

会 長 農地法第3条その5を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 東釜子西地区の飛知和です。

去る12月20日、我妻委員さんと、譲渡人、譲受人の申請内容について確認をいたしました。

申請内容については間違いのないことでした。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

会 長 農地法第3条その6を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 東釜子西地区の飛知和です。

去る12月20日、我妻委員さんと、譲渡人、譲受人の申請について確認をいたしました。双

方とも申請内容について間違いのないことでしたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

会 長 農地法第3条その7を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 東釜子西地区の飛知和です。

去る12月20日、我妻委員さんと、譲渡人、譲受人とともに現地調査を行いました。双方と

も申請内容について間違いのないことでしたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。

会 長 農地法第3条その8を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

山内委員 東釜子東地区担当の山内です。

去る12月18日、譲渡人、譲受人、矢吹委員とともに申請場所を現地調査した結果、特に問

題はありませんので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

6ページをごらんください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成29年12月26日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農地法第4条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、7ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、去る12月24日に、和田委員さんと現地調査を行いました。申請人にも立ち会ってもらい、申請内容について確認しました。申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

12ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成29年12月26日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局（大崎次長兼係長） それでは、13ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 市内北部地区担当の茂木です。

今回の申請について、去る12月24日、砂塚委員さんと現地調査を行いました。譲渡人立ち会いのもと、申請内容について確認しました。申請内容については間違いのないことでした。郡山市に居住している譲受人は、都合がつかないとのこと、電話にて確認しました。今回の転用による周辺農地への影響については申請地の東側に水田がありますが、日照、用水路等に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局（大崎次長兼係長） それでは、18ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

秋元委員 大信信夫2地区担当の秋元でございます。

この件につきまして、今月の23日、大戸委員さんとともに現地調査をしてまいりました。当日は、設定人、被設定人から現地において両者から聞き取り調査をしましたところ、内容等は申請書どおりという確認がとれました。

なお、周りの状況とかも見たところ、何ら問題ないかと思われまますが、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、23ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、50戸連檐の第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

齋藤委員 10番の齋藤です。

この件につきましては、今月の22日に私と鈴木信秋委員、それに譲渡人、3人で現地を調査いたしました。転用に伴う周辺農地の影響はないと思ひます。問題ないと思ひます。それから、譲受人は欠席しましたので、鈴木信秋委員が電話で確認したところ、白河の営業所の所長が出てきて、申請書どおり間違いはないということでした。皆様方のご審議よろしくお願

いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

会 長 農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、28ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷金山地区の橋本です。

去る23日に、鈴木委員と譲受人と3人で現地調査を行いました。なお、譲渡人は高齢のため欠席いたしまして、自宅にて申請内容を確認したところ、間違いないということです。これは継続事業なので何ら問題もないので、皆様のご審議よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

33ページをごらんください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成29年12月26日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております貸借権の設定第1号から第28号について承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、貸借権の設定第1号から第28号について、原案のとおり承認いたします。

◎その他

会 長 以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、総体的に皆様のほうからございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局のほうから連絡事項をお願いいたします。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

この後ですが、二、三十分ほどお時間いただきまして、福島県農業振興公社から講師をお招きしまして、研修という形で中間管理事業についてお話しいただきます。講師の方が早目に来れば早めに進めていきたいと思っております。

その前に事務連絡させていただきます。まず第1点目ですが、平成30年の総会等の予定表をお手元に配付しておりますので、先月も出ささせていただいたのですが、小委員会の日程が一部、1月の日程が変わっている部分があるので皆様ご確認いただきたいと思っております。

2点目のほう、県の農業会議主催の農業委員及び推進委員研修会が30年2月2日金曜日、JA夢みなみ白河セレモニーホールで開催されます。内容につきましてはお手元の資料のとおりですので、委員の皆様のご参加をよろしくお願ひしたいと思います。

1月10日までに出席についてお知らせいただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

一番最後に人数制限の部分あるんですが、若干の人数だったら何とかかなと思いますので、遠慮なさらずにご参加いただければと思っております。よろしくお願ひします。なお、会場までは各自行っていくような形なので、そちらについてもあわせてよろしくお願ひいたします。

3点目は、チラシを配付しているんですが、県からのご案内で講演会のお知らせです。園芸技術講演会のチラシを配付しておりますが、こちらは、参加希望の方は各自ということでは

お申し込みいただきますようよろしくお願いいたします。

最後ですが、次回の総会につきましては、来年1月26日金曜日、午後3時半から、こちらの市役所正庁で行いますので、よろしくお願いいたします。

講師の添田さん、小林さんいらしたようなので、一旦会長に総会のほうを閉めていただいて、会場準備ですとか資料配付の間5分程度休憩をとっていただいて、研修のほうに入っていきたいと思いますので、引き続き皆様よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長 皆様のほうから何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 実は、きょう、私どもの事務局の竹内がお父さんが亡くなられたということで、不幸がありまして欠席しております。それだけご連絡を申し上げたいと思います。

以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会長 これをもちまして、平成29年第12回白河市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

(午後 2時40分)
